

第43回大阪市男女共同参画審議会 会議録

- 1 日 時 令和5年9月27日（水） 13時30分から16時00分
- 2 会 場 大阪市役所本庁5階 特別会議室
- 3 出席者 （審議会委員）
朴木会長、大束委員、小林委員、佐伯委員、鈴井委員、高見委員、鳥生委員、中田委員、野上委員、前田委員、山下委員、梁委員、吉積委員
(事務局)
福岡市民局理事、西山女性活躍推進担当部長、浅井男女共同参画課長、古武雇用女性活躍推進課長、竹内男女共同参画課長代理、松井配偶者暴力相談支援センター担当課長代理、吉井雇用勤労施策担当課長代理、村上女性活躍推進担当課長代理、奥男女共同参画課担当係長、中井男女共同参画課担当係長、黒川男女共同参画課担当係長、上野雇用女性活躍推進課担当係長、池田男女共同参画課係員、西本男女共同参画課係員
(大阪市男女共同参画推進本部) ※ウェブ会議により参加
新海総務局人事部人事課長、一入経済戦略局企画総務部企画課長兼環境局環境施策部エネルギー政策調整担当課長、藤本市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、阿部福祉局総務部経理・企画課長代理、片桐健康局健康推進部健康施策課長、寺田こども青少年局企画部企画課長、五條教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当課長代理、乗京教育委員会事務局指導部初等・中学校教育担当課長
- 4 議 題 (1) 会長・会長代理の選出について
(2) 令和4年度の取組状況・実績・評価について
・各事業の令和4年度取組状況にかかる説明・意見交換
・意見交換全体のまとめ
(3) その他

○事務局（竹内男女共同参画課長代理）

本日は大変お忙しい中、ご出席賜り厚く御礼申し上げます。私は進行役を務めさせていただきます男女共同参画課長代理の竹内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に本日の会議進行についてご案内させていただきます。本日は、会場出席とインターネットを介したリモート出席による開催となります。そのため、ご発言の際は最初にお名前をおっしゃっていただけますようお願いいたします。また、会場出席の審議会委員の方はご着席のまま各席に備え付けておりますマイクに向かってお話しいただきますようお願いいたします。マイクは単一指向性となっております。集音している場合はマイクのランプが赤く点灯いたします。ご発言の際にはマイクのランプについて光っているかをご確認いただきますようお願いいたします。男女共同参画推進本部常任幹事の方はカメラ、マイクともオフを基本とし、ご発言の際のみカメラとマイクの両方をオンにさせていただくようお願いいたします。リモート出席の方向けに会場にカメラを設置しております。

次に本審議会は、審議会の設置及び運営に関する指針により、公開となっております。個々の発言

要旨と発言者氏名を記載した会議録を作成し、ホームページ上に公表することとなりますのでご了承願います。以上、審議会の円滑な運営にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは開催に当たりまして市民局理事の福岡よりご挨拶を申し上げます。

○事務局（福岡市民局理事）

市民局理事の福岡でございます。本日はご出席を賜り誠にありがとうございます。男女共同参画はもとより、市政の各般にわたり格別のご高配を賜っておりますことに、深く感謝申し上げます。

また、この度は第 11 期男女共同参画審議会委員にご就任いただき重ねて厚くお礼申し上げます。今後の市議会運営に当たり、何とぞご協力賜りますよう改めてお願い申し上げます。

本日は、令和 3 年 3 月に策定いたしました大阪市男女共同参画基本計画第 3 次大阪市男女きらめき計画に基づく、令和 4 年度の取組の実施状況や実績を報告させていただきます。委員の皆様方にはその評価などにつきまして、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。

ご承知のとおり、本年 6 月に世界経済フォーラムにより発表された日本のジェンダーギャップ指数は 146 カ国中 125 位と過去最低となっております。また、今般の新型コロナウイルス感染症に伴い、顕在化した女性に対する暴力の増加深刻化への懸念や、女性の雇用所得への影響などは改めて男女共同参画の重要性を示すものであり、こうした視点が今まで以上に強く求められている状況と認識しております。本日この後いただきますご意見を、今後の施策の展開に生かしてまいりたいと考えておりますので、皆様方には活発なご議論をお願い申し上げ、開会に際してのご挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局（竹内男女共同参画課長代理）

引き続き事務局にて進めさせていただきます。

本日は第 11 期の委員の皆様による最初の審議会です。本審議会の委員名簿は配布資料の参考資料 1 「大阪市男女共同参画審議会委員名簿」のとおりですが、本日ご出席の皆様について、お手元の参考資料 4 「出席者名簿」および参考資料 5 「配席図」に沿ってご紹介させていただきます。

事務局よりご紹介させていただいた折には、その場で一礼くださいますようお願いいたします。50 音順でお名前をお読みいたしますので、よろしくお願いいたします。

ではまず、佛教大学社会学部准教授 大東様でございます。

続きまして、大阪商工会議所人開発部部长 小林様でございます。

続きまして、NPO 法人ファザーリングジャパン関西 中河内支部長 佐伯様でございます。

続きまして、大手前大学大学院国際看護学研究科研究科長 鈴木様でございます。

続きまして、市会議員 高見様でございます。

続きまして、大和ハウス工業株式会社経営管理本部ヒューマンライツ推進室次長 鳥生様でございます。

続きまして、市会議員 中田様でございます。

続きまして、市会議員 野上様でございます。

続きまして、京都教育大学監事 朴木様でございます。

続きまして、大阪市地域女性団体協議会会長 前田様でございます。

続きまして、公募委員 山下様でございます。

続きまして、弁護士 梁様でございます。

続きまして、公募委員 吉積様でございます。

ありがとうございます。

なお、本日ご欠席されている委員につきましても、この場をお借りしてご紹介させていただきます。日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会事務局長 徳野様、神戸学院大学経営学部教授 千田様でございます。引き続きまして、事務局のご紹介をさせていただきます。なお、お時間の都合上、口頭での紹介は前列のみとさせていただきます。

ではまず、先ほどご挨拶申し上げました福岡市民局理事です。

続きまして、西山女性活躍推進担当部長です。

続きまして、浅井男女共同参画課長です。

続きまして、古武雇用女性活躍推進課長でございます。

続きまして、松井配偶者暴力相談支援センター担当課長代理です。

続きまして、村上女性活躍推進担当課長代理です。

最後に、私は男女共同参画課長代理の竹内でございます。

ではこちら、最後に庁内の推進体制である男女共同参画推進本部から常任幹事が出席しております。お手元の出席名簿のとおりとなりますので、ご確認ください。なお、常任幹事につきましては、別室よりリモートにて出席させていただいております。

次に配布資料の確認をさせていただきます。本日の会議次第が表紙になっております資料をお手元をお願いいたします。次第の次をめくっていただきますと、資料1「第3次計画の進捗管理PDCAの推進について」。

続きまして、資料2-1と2-2ですね。A3の大きな束が二つございます。

計画の進捗状況と、その補助資料が2-2となっております。

続きまして、資料3「大阪市男女共同参画基本計画」、青い冊子でございます。

資料4が計画におけるPDCAにかかる外部評価についてということで、こちらについては後ほどご説明させていただきます。

参考資料としては1～5までございまして、1が「審議会委員名簿」でございます。参考2が「大阪市男女共同参画審議会規則」となっております。参考3が「大阪市男女共同参画審議会運営要領」となっております。参考4が先ほどの出席者名簿、そして参考5が配席図となっております。

以上、皆様、過不足ございませんでしたでしょうか。ありがとうございます。

では、議事に入って行きたいと思います。

議題1「会長、会長代理の選出」について、を進めていきたいと思います。まず会長の選出でございますが、お手元の参考資料2「大阪市男女共同参画審議会規則」をご覧ください。規則第2条に定められておりますように、会長は議員の皆様方の互選により選出することとなっておりますが、突然でございますが、皆様よりご意見等ございませんでしょうか。

○前田委員

前期から委員を務めております前田でございます。発言させていただきます。現在の第3次計画の策定において専門調査部会の長として答申の作成にご尽力いただき、前期に審議会会長としてご活躍いただいております朴木委員に引き続き会長をお願いするというのはいかがでしょうか。

○事務局（竹内男女共同参画課長代理）

ご意見・異議などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、特にご異議が無いようですので、朴木委員に会長をお願いしたいと存じます。朴木委員、よろしくお願いいたします。では、お手数ですが、あちらの会長席にご移動をお願いしてよろしいでしょうか。朴木委員ありがとうございます。

それでは、皆様方のご賛同によりまして、本審議会の会長に選出されました朴木会長から、ご挨拶をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○朴木委員

改めまして朴木でございます。座ったままで、よろしいでしょうか。

今年の夏はことのほか暑くて、私は8月と変わらない格好をしてここに参りましたけれど、あまりにも暑いものですから涼しいところに脱出しようと思って、夏、釧路に行ってきました。とても涼しくて良かった。快適でしたがそこで考えました。

私がいくら脱出したって暑さは変わりません。暑さが変わらないということは、よく言われることですが、やはりSDGs、これ本気で考えないと、私たちはもう命さえ続けることができるかどうかわからないような状況になってしまうということを、考えたわけですね。

SDGsを実現するためには、男女共同参画、あるいはジェンダー平等は不可欠です。ジェンダー平等なくしてSDGsはないと思っております。そんなことを考えながら今日参りました。「風が吹けば桶屋が儲かる式」の発想なのですけれども、あれは本当だと私は思うようになりました。

風が吹いて、つまり、男女共同参画が吹いて、桶屋に儲かっていただかないといけない。そうしないと持続可能な社会はできないというふうに、改めて思いましたので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

簡単でございますが、そのようなこと思っておりますので、よろしくご審議・ご協力お願いできればと思っております。

○事務局（竹内男女共同参画課長代理）

ありがとうございました。続きまして、会長代理の選出でございますが、先ほどの参考資料2「大阪市男女共同参画審議会規則」規則第2条において、会長にご指名を頂くことになっておりますので、恐れ入りますが朴木会長からご指名を頂きたいと存じます。

○朴木委員

それでは、指名させていただきます。会長代理には、前期から引き続いて審議会委員として参画いただいております、民間企業にお勤めだという立場から、知見も豊富にお持ちになっております鳥生委員にお願いできればと思っております。いかがでしょうか。

○事務局（竹内男女共同参画課長代理）

朴木会長からご指名がありましたので、鳥生委員に会長代理をお願いしたいと存じますがよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

では恐れ入ります、鳥生会長代理も会長代理席にご移動お願いできませんでしょうか。それでは、鳥生会長代理からもご挨拶を頂きたいと思います。よろしくお願いします。

○鳥生委員

非常に重責をいただき、大変身の締まる思いでございます。大和ハウス工業でヒューマンライツ推進室という人権を担当する部門におります鳥生と申します。

私は 30 数年民間企業に勤めておりまして、男女雇用機会均等法のほぼ 1 期生かなというところで働いてきましたけれども、その間、女性の活躍だったり、ジェンダー平等に関しては非常に進んで来たという実感はしております。それも、大阪市様が取り組まれている基本計画であつたり、いろんな取組の結果、企業だけでは成し得なかったことだと認識をしております。

ただ、しかしながら、今ハラスメントの窓口の担当をしているのですけれども、弊社だけかもしれないですけれども、まだそのセクハラだったり、女性が伸び伸びと働き自分らしく生きていくということが、どこでも実現されている訳ではないということを実感しております。

基本計画にあるような包括的な取組を持続していくことが、非常に大事だと思っておりますので、会長の支えのお役に立てるかどうかわからないですけれども、引き続き皆さんと一緒に頑張れたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（竹内男女共同参画課長代理）

鳥生会長代理、ありがとうございました。それではこれより、朴木会長に議事進行をお願いいたします。朴木会長、よろしくお願いします。

○朴木委員

では、改めましてよろしくお願いします。議事を進めてまいります。

議題の 2 「令和 4 年度の取組状況 実績評価について」というところでございます。施策分野ごとの説明につきましては、2 の（1）の②、施策分野Ⅱというところがありますが、ここまでご説明をいただいて、その後説明が済んだところで一旦止めていただきます。①②と二つ合わせて意見交換をしていただければと思っております。

では、事務局の方で、よろしいでしょうか。よろしくお願いします。

○事務局（浅井男女共同参画課長）

では、私、浅井の方からご説明させていただきます。

まず計画のこの全体像について、簡単に資料 1 に沿ってご説明させていただきます。

この資料 1 の方をご覧ください。「第 3 次 きらめき計画」につきましては、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を計画期間といたしまして、施策分野Ⅰ「あらゆる分野における女性の参画拡大」、施策分野Ⅱ「安全で安心な暮らしの支援」、施策分野Ⅲ「持続可能な男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり」の、この三つの施策分野を設定しております。また、その下に、九つの基本的方向を設定しております。さらにその基本的方向ごとに計画期間の数値目標として成果指標を定めまして、1 つないし三つの具体的取組を柱として掲げまして、男女共同参画社会の実現に向けた施策を進めているというような形になっております。

次に、この裏の 2 ページをご覧ください。計画を推進するために P D C A サイクルを回すこととしております。

まず、P l a n のところですが、具体的取組に係る各事業につきまして、各事業を所管します区や局におきまして、毎年度事業計画を作成します。そして事業（D o）ということで実施していきます。

次に、C（Check）のところですが、各区・局におきまして、事業の実施状況や指標の達成状況の自己評価を行いまして、その内容を事務局で取りまとめて、この審議会に報告をいたします。それが本日ということになります。

審議会では、男女共同参画の視点から検証評価を行っていただきまして、その評価を外部評価として公表いたしますとともに、各事業を所管する区や局にフィードバックしていきます。

最後のActというところでございますが、結果を事業の改善または次年度の事業計画に反映していくというふうにPDCAサイクルを回していくこととしております。

本日はこのCの過程に当たりますけれども、令和4年度の具体的取組に係る実施状況について、その資料2-1計画の進捗状況に沿ってご報告をいたします。こちらのA3の束になったものでございます。まず資料2-1の構成でございますが、ここの図の基本的方向ごとに成果指標の状況と取組実績、具体的取組ごとに設定しました活動指標の状況、の三つを取りまとめてございます。

まず資料2-1の構成でございますが、九つの基本的方向ごとに成果指標の状況と取組実績で、具体的取組ごとに設定しました活動指標の状況、この三つを取りまとめてございます。

資料2-2。もう一つA3の束がございますけれども、この資料2-2はこの具体的取組ごとに、関連の事業を令和4年に関連の事業を各局で実施しております。その状況を取りまとめたものでございまして、補助資料という位置づけでご覧いただければと思います。

本日の説明はこの資料2-1の方に沿ってさせていただきます。それでは、施策分野Iについてご説明を始めていきます。

○事務局（古武雇用女性活躍推進課長）

それでは基本的方向1の雇用等における女性の活躍推進とワークライフバランスの状況からご説明させていただきます。雇用女性活躍推進担当課長の古武でございます。

まず資料の1ページでございます。基本的方向1「雇用等における女性の活躍促進とワークライフバランスについて」ご説明をいたします。成果指標につきましては、全部で10項目の指標を上げております。全体的には昨年度の数値に比べて、一部横ばいの数値があるものの、ほとんどの項目において上昇傾向となりました。

中段の計画の取組実績のところをご覧ください。企業における女性活躍の推進、女性の多様な働き方の実現、大阪市役所における働きやすい職場づくりと参画拡大について、おおむね計画どおり実施をまいりました。成果指標の表の一つ目、大阪府と全国平均女性、各15歳からの就業率の差および表の2つ目、大阪府全国平均女性35から44歳の就業率の差につきましては、当初の数値に比べて差が縮まってきております。

令和7年には、全国平均を上回ることを目標にしております。女性の就業率は長期的に見て上昇傾向にあります。

しかしながら、女性の就業に関しましては中長期的にはおおむね順調に進んでいるものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、雇用情勢の急激な悪化から回復しきれたとは言い難く、就業支援の取組については、着実な継続が重要であると認識をしております。

成果指標の表の下から3つ目、大阪市役所の男性職員の育児休業等の取得率につきましては、令和4年度の現状値は、令和5年度中に集計予定としておりますが、成果指標の表の下から2つ目、大阪市役所市長部局の係長以上の管理職に占める女性の割合、事務局と、一番下の市の審議会等において女性委員の占める割合とともに、令和7年度の目標達成に向け当初の数値より上昇傾向にあるところでござ

います。

次に、下段の1、「企業における女性の活躍推進の活動指標」をご覧ください。女性の活躍に向けた環境整備支援を行った企業の数および女性活躍の取組の意義、重要性について啓発を行った企業数の両項目ともに、令和4年度の目標値を達成しております。

本市では、女性が働きやすい職場環境の整備を積極的に推進する企業等を「女性活躍リーディングカンパニー」として認証し、その取組を広く普及させているところでございます。

成果指標でもございます「カンパニーの認証累計件数」は、令和7年度の1,000件以上達成に向け着実に伸びているところでございますが、大企業と比較しまして中小企業におきましては女性活躍がまだまだ進んでいない傾向がございます。中小企業等を中心に、女性活躍の取組や必要性の理解が深まるように、積極的に働きかけていくとともに、長時間労働の是正や対応で柔軟な働き方の実現など、働きやすい職場環境整備に向けた取組を支援してまいります。

資料2ページ目をご覧ください。2「女性の多様な働き方の実現の活動指標」でございます。しごと情報ひろば、地域就労支援センター事業における職業相談・職業紹介事業による女性就職者数および再就職や、仕事と家庭の両立支援セミナー等への参加者アンケートで、就職意欲が高まったとした割合、両項目ともに令和4年度の目標値を達成しております。

一つ目のしごと情報ひろば、地域就労支援センター事業における職業相談・職業紹介事業による女性の就業就職者数ですが、令和4年度の目標値800人に対し、実績は949人となっております。

令和3年度の目標値は1,000には達成するだろうとの見込みで1,078人の設定をしておりましたが、新型コロナウイルスの流行により雇用情勢が急激に悪化したことや多くの求職者が対面での参加の形になる就活イベントの実施が難しく、対面での参加を見送られたり、「しごと情報ひろば」や地域就労支援センターの窓口がピーク時に1ヶ月ほど閉鎖されていたこともございまして、令和3年度の女性就業者数の実績値が832人と落ち込みました。

この伸び悩む状況はしばらく続くということを考えましたことから、令和4年度の目標値は800人に下方修正した経過がございます。

また女性の社会進出が進まない背景には、男性は仕事・女性は家庭といった固定的な性別役割分担意識がまだまだ根強く残っていることが考えられます。

女性も男性も働きたいすべての人が、家庭生活と両立しながら働くことの意義が広く浸透するよう固定的な性別役割分担意識や、性差に関するアンコンシャス・バイアスの解消に向けたセミナー等を実施するなど、今後も意識啓発に取り組んでまいりたいと思います。

次に、3「大阪市役所における働きやすい職場づくりと女性の参画拡大」の活動指標でございます。育児に伴う休暇休業の取得計画策定率としておりますが、令和4年度の実績値は令和5年度中に集計予定でありますので、未測定とはなっておりますが、令和7年度の目標100%に向けて、安心して出産・子育てができる職場環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

また本市では、女性職員の能力を引き出す育成の取組や、キャリアアップに向けまして、女性職員が必要な職務経験を積み重ねることができるよう研修の充実や相談体制の整備等を図るとともに、審議会等委員への女性の参画を促進してまいります。

続きまして、基本的方向2「地域における女性の参画拡大」についてご説明いたします。まず成果指標の状況ですが、地域活動において女性の参画が進んでいると答えた市民の割合、これは令和3年度から横ばいとなっております。

成果指標下の計画の取組実績の欄をご覧ください。女性の地域活動への参画促進のための環境作り、

地域で活躍する女性の育成支援の取組支援について、おおむね計画どおり実施をまいりました。

下段の1「女性の地域活動への参画促進のための環境づくり」の活動指標をご覧ください。地域で活躍している女性の活躍事例の情報発信につきましては、地位で活躍するロールモデル情報や女性の参画が進んでいる地域の活動状況など、目標どおり7例の情報の発信を行ってきました。また、本市では女性が地域生活の場においていきいきと主体的に活躍することを応援するべく「女性チャレンジ応援拠点」を開設しているところでございます。

「女性チャレンジ応援拠点」の利用者数につきましては、目標の600人に対し、令和4年度の実績値は727人となりました。この数値は利用者数が落ち込んだ令和3年度550人の約1.3倍となっております。コロナ禍以前の利用者数に完全に戻るにはもう少しばかりかかりそうと思っておりますが、徐々に利用者数の改善の兆しが見えてきているように思います。

また、令和4年度の女性チャレンジ応援拠点の利用者満足度は100%を達成し、利用者数・満足度数ともに、いずれも目標値を上回る結果となっております。こちらの実績値につきましては、資料2-2の4ページに具体的取組の実績として記載をしております。

次、2「地域で活躍する女性の育成・支援」の活動指標をご覧ください。女性チャレンジ応援拠点の登録者アンケートで、拠点の事業が地域での活動に役立ったと答えた人の割合は、目標値の80%を上回り、地域で活躍したい女性から高い満足度を得ることができたと考えております。

活動指標の両項目では目標を達成している一方で、成果目標の地域活動において女性の参画が進んでいると答えた市民の割合、これについては現状値が26.8%にとどまっていることから、地域で女性が活躍しているという市民の実感が十分に得られていないことや、地域活動において女性が中心的な役割を担うことの意義・理解がまだまだ浸透しないなというふうに考えております。

令和7年度の目標値である60%達成を目指しまして、地域における女性のさらなる参画に向けて、従来の支援や啓発に加えまして、様々な地域活動への理解促進・参画意欲の一層の喚起を図るため、既存事業と連動しました「女性チャレンジ応援拠点」の広報啓発など、より効果的に取り組んでまいりたいと考えております、よろしく申し上げます。以上です。

○事務局（浅井男女共同参画課長）

施策分野Ⅱ、基本的方向性3「女性に対するあらゆる暴力の根絶」についてご説明いたします。資料の方は4ページになります。

まず成果指標の状況についてですが、友達や身内とのメールなどをチェックしたり、付き合いを制限したりするなど、いわゆる社会的暴力をDVとして認識する市民の割合、デートDVという言葉を知っている市民の割合、配偶者等からの暴力にかかる相談窓口の認知度、これらの3つを掲げております。これらにつきましては昨年度からほぼ横ばいの状況となっております。

次に取組実績の欄をご覧ください。女性に対する暴力の予防と根絶のため、関係機関と連携しまして犯罪が発生しにくい環境づくりや、広報啓発予防教育など、おおむね計画とおり実施をいたしました。本市のDV相談に関しましては、令和4年度は3,714件でございまして、依然として高い数値にございます。

また、相談しやすい環境整備としまして、令和2年の5月からDVのメール相談を開始しておりまして、こちらの利用も229件のご相談がございました。このメール相談につきまして一定のニーズがあるということから、引き続き実施してまいりたいと考えております。

暴力の未然防止を図るための予防教育の取組としまして中学生向けのデートDV防止啓発動画やり

リーフレットを作成し、学校教育の現場で啓発や予防事業を実施しております。

こういった教材につきましては学校だけでなく、各区役所などでも活用させていただいております。引き続き教育委員会や児童虐待担当部署などとも連携をしまして、若年層に対する啓発教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、関係機関との連携ということで大阪市DV施策ネットワーク会議を開催しましてDV被害者の緊急一時保護、並びに自立支援に向けての情報交換、DV施策についての研究協議を行っております。また、DVと児童虐待の情報連携を円滑に行うことを目的としまして、相談履歴の有無等について相互に共有できるシステムを構築し、令和3年4月から稼働もしております。

また令和4年度につきましては、内閣府が実施します地方公共団体と連携した「配偶者暴力加害者プログラム」の試行実施に大阪市が公募をいたしまして選定をされましたことから民間団体と連携をしてDV加害者の構成プログラムを実施いたしました。

次に、この分野の成果指標を達成するための活動指標としまして、1（女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり）ですが、DVに関する啓発や相談窓口の認知度向上のための啓発回数、デートDVにかかる理解度を高めるための広報啓発として、リーフレットの配布数というものを二つ上げております。こちらにつきましても、いずれも予定とおりに実施をしております。

こちら具体的には、各区の広報誌や男女共同参画センターが発行する情報誌クレオ、地域の情報誌などへの記事の掲載などを行っておりますほか、本市のホームページや大阪市のLINE、Twitter、市民局のFacebook、区役所のデジタルサイネージなど、色々な方法媒体を活用しまして情報発信を行っております。

また、具体的取組に関してですが、本市のDV等被害者の緊急一時保護施設で、入所中に各福祉制度の窓口や裁判所への同行をしたり、専門スタッフによるカウンセリングなど、そういった支援を行っております。ここでの活動指標としまして、この施設からの退所者に対するアンケートで、「意識が前向きに変化した」と回答した割合ということを掲げさせていただいております。こちらも94.7%と目標値を上回っております。

なお、この令和4年度からは、この入所中だけではなくカウンセリングとか、行政手続きへの動向支援などは、退所後のアフターケアとしても一定期間実施をさせていただいております。続きまして、資料の5ページをご覧ください。

基本的方向4「生涯を通じた健康支援について」ご説明をいたします。まず成果指標の状況についてですが、子宮頸がん検診以外は、一度、令和2年度に新型コロナの影響で受診率が一度下がっているんですけども、その後、乳がん・子宮頸がん・胃がんについては令和3年度から少し減、大腸がん肺がんについては微増という状況になっております。

計画の取組実績についてで、ございます。女性の生涯を通じた健康保持・増進のための施策の推進につきましては、骨粗しょう症検診や妊産婦健康診査などの取組、また男女の健康を脅かす問題についての対策として、がん検診受診勧奨や生活習慣予防などの事業につきまして、おおむね事業計画どおり実施をいたしました。

受診者数の向上策といたしましては、ナッジを活用した大腸がん検診モデル事業の拡大実施や、大阪市のホームページやTwitterなど各種媒体を活用した周知、特定年齢の方に対する個別勧奨はがきの発送や、50歳をターゲットとした前立腺がんの特化した個別勧奨などの取組を実施しました。

しかしながら、成果指標にあるとおり、令和元年度の実績までの回復には至りませんでした。また、骨粗しょう症検診の受診者の向上策としましては、世界骨粗しょう症デーに合わせまして、商業施設内で

の検診を実施するなどの啓発イベントも実施をしております。妊娠出産にかかる健康支援としまして、性と健康の相談支援相談センターにおいて、不妊不育にかかる専門相談や、不妊不育に悩む人たちのためのカウンセリングも実施をしております。

令和4年度の活動指標につきましてはまず具体的取組1（女性の生涯を通じた健康保持・増進のための施策の推進）にかかりましては骨粗しょう症の検診受診者の増加を掲げておりまして、令和4年目標値には至りませんでしたが、妊産婦の健康診査にかかるそれぞれの割合については、いずれも目標値を達成しております。

具体的取組2（男女の健康をおびやかす問題についての対策の推進）にかかりましては、国民健康保険加入者の令和4年度のがん検診受診者数、こころの悩み相談件数、いずれも目標値を下回る状況となっております。この検診の受診者数につきましては、やはりまだ令和4年度はこのコロナの影響で、受診を控えるという傾向が見られたということを担当の方から聞いております。

しかしながら、がん検診の重要性につきましては、まだまだ市民の方への理解促進が必要と考えておりまして、今後も検診受診の勧奨と効果的な広報周知について工夫しながら、取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、資料の7ページをご覧ください。基本的方向5「生活上の困難に直面するあらゆる女性等が安心して暮らせるための支援」についてご説明いたします。

まず、成果指標の状況についてですが、令和4年度、女性25歳から44歳の女性の就業率、大阪府の就業率ということでございますが、全国が対令和元年比プラス2.5ポイント程度ということでございます。それに比べて、今、大阪府の数字としましては、約3ポイントのプラスという状況になっております。

次に、取組実績の欄をご覧ください。多様な生活上の困難に直面する女性等が安心して暮らすことができるようひとり親家庭への自立支援やこどもの貧困対策、地域福祉の増進や高齢者、障がいのある人に対する支援、さらには性の多様性の尊重についての啓発の推進などに関する取組につきまして、おおむね事業計画どおり実施をいたしました。ひとり親家庭への自立支援につきましては、引き続きひとり親家庭サポーターによる就業相談支援等を実施しておりまして、令和3年度から就業支援施策である高等職業訓練促進給付金において、対象資格要件も一部緩和をしております。

また、令和4年度から相談対応の充実のため、サポーターを1名増員いたしまして、今17名体制で実施をしていると聞いております。自立相談支援につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の悪化を受けて、支援を必要とする生活困窮者が増加しており、令和5年度も24区の相談支援窓口の体制を強化してニーズに合ったきめ細やかな相談体制を実施できるよう整えているということで聞いております。

また令和3年度より困難・課題を抱えている女性を適切な支援につなげるため、相談支援体制の強化、そして相談環境の充実を図っておりまして、また生理用品の入手が困難な方へはこの相談の機会を通じて生理用品の提供も行っております。今後も、ピアサポート支援ですとか専門相談支援による相談環境のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

こちらの分野の令和4年度活動指標につきましては、ひとり親サポーターの新規相談発生件数に対する解決件数の割合は、わずかに目標を下回りましたが、自立相談支援件数は目標を上回っております。

また、市民後見人バンクの新規登録者数は、目標を上回る46人でございまして、引き続き成年後見支援センターにおける制度の広報啓発、専門相談の実施、市民後見人の養成と活動支援を行ってまいります。

次の指標でございますが、大阪市LGBTリーディングカンパニーの認証の累計件数は、32件から8件増加しまして40件となっております。生活上の困難に直面するあらゆる方が安心して暮らせるための多様な支援の広がりが見られます。

大阪市のパートナーシップ宣誓書制度について、宣誓者の子または親を含めたファミリーシップ制度に取組を拡充したほか、大阪府内で転居した場合に改めて宣誓していただくことなく良いように、大阪府内の市町村と大阪府との連携を開始いたしました。

施策分野Ⅱのご説明は以上となります。ここで一旦説明の方を切らせていただきます。

○朴木委員

ありがとうございました。ただいま事務局より令和4年度の取組状況の施策分野Ⅱまでご説明いただきました。

先ほど資料1の計画、PDCAということで説明がありましたが、本日ここで私たちが行うことは、その審議会委員が外部評価をするという役割とされております。

皆様積極にご意見ご質問いただきたいと思います。発言の際には、挙手をいただいて、横ですとどなたかが分かりませんので、挙手をいただいてお名前を名乗ってからご発言いただくと大変ありがたいです。後の議事も控えておりますので、ここで約20分の時間を取らせていただきたいと思います。それから、後ほど事務局から説明があると思いますが、20分あるいは全体でご意見あるいは何かお申し出が伝えきれなかった場合には、後で書面を提出していただくということも予定されておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、どなたからでも構いませんし、順不同で今までご説明あったところについてご意見なり、ご質問を含めてでもよろしいですが、いかがでしょうか。どうぞお願いします。

○梁委員

弁護士の梁といいます。2つございまして、施策分野Ⅰのまず、基本的方向1、資料2-1で言いますと1ページに、管理職従事者における女性の割合というのが令和元年から減っていつている原因つというのを調査されている、あるいは認識されている限りで教えていただきたいというのが1点目。

2つ目が、施策分野Ⅰの基本的方向2の「地域における女性の参画拡大」、資料2-1で言うところの3なのですが、私の認識としては、女性の地域活動・町会・自治会・PTA・ボランティアなど、これらはむしろ従前からずっと女性が下働きで支えているという分野であって、それを推進してもしょうがないんじゃないかと思っていて。例えば、PTAの役割ですと下働きというのは全部女性がしていて会長がなぜか男性、リーダー的な存在から男性になっているというのが、町会も皆そうだと思いますが、典型的な事例じゃないかなというところで、参画と言っても従前から参画はしておるわけで、いわゆるリーダー・指導的な立場・前に出る立場になる女性を増やさなければいけないのではないか、そのためにどういう取組をしていくべきかというのを考える方向でいったらいいのではないかなというのが、意見です。以上です。

○朴木委員

ありがとうございました。2点頂きましたけど、管理的職業従事者におけるその割合が少なくなっている、このことについて、お答えいただいた方がいいですね、なぜなのかということですね。

それからもう一つ、地域活動について、リーダー的な人が増えないといけなもののだけれども、今こ

こに出されている指標は「そう思っているかどうか」ということでの指標ですので、具体的には中身がよく分かりませんので、わかる範囲でその中身も教えていただきたいと思います。

○事務局（村上女性活躍推進担当課長代理）

女性活躍推進を担当しています村上と申します。回答させていただきます。

女性の管理職について、一つ目の質問、こちらが、数値の方が減っていつているのは何故かというところだったと思うのですが、まず以前、やはりコロナ禍の影響というのはかなり大きかったなというふうに実感しているところでございます。それまで、コロナ禍以前と言いますが、令和元年度は、実は20.9%まで数値の方は上がっていたというところにあります。

順調にいけますと30%に向けてということで、着実に伸びていったかなと思うのですが、令和3年度でかなり落ち込んでしまったということがあります。

令和2年度、令和3年度で数値の方がかなり下がってしまって、令和4年度で何とか回復するかと思ったのですが、若干落ち込んでしまったということで、1つ目の要因といたしまして、こちらの方で少し分析しましたのは、コロナ禍の影響を大きく受けた産業としまして「宿泊・飲食・生活・娯楽」といった女性が多い職業のところの産業が多く、影響を与えられたと思っています。こちらの産業はもともと女性も多く、女性管理職の割合というのも多かったという形で捉えております。こちらの方の産業は、コロナ禍前と比較すると、令和2年から令和3年に就業者数も大きく減少していて、特に女性の就業者数の減少が著しいということが、起因しているのではないかと考えております。

もうひとつ、2つ目の要因ということで、コロナ禍により職場や就業環境というのが激変したということがあります。在宅勤務やテレワーク、時短勤務の普及など、働き方が大きく変化してしまったというところがありまして、良くも悪くも昇進意欲というのが薄れたり、削がれたりした女性も増えてきているのではないかなというような民間の調査結果もあったということで、理解しているところでございます。

2つ目は、地域のことになるかと思うのですが、地域の方のリーダー層と言いますか、もちろん実際に今までも女性は多く参画していただいておりますが、これに甘んじるのではなく、やはりトップで、指示形態というところで、会長職であったり、実際に動かしていく、会を運営していくような立場の女性をもっと増やしていく必要があるのではないかなということで、ただの「参加」ではなくこちらの「女性の参画」と表させていただいております。

この指標はただ参加するということではなく、組織の中心的なところに女性をどれだけ増やしていけるか、女性の「参画」を増やしていきたいということで掲げているところです。数値的には、やはり厳しいところがあるのですが、こちらにも新型コロナウイルスの感染症拡大の方がやはり大きくて、地域活動全体が停滞していたということで、目標値との乖離が生じていると考えられております。コロナ禍になる前に地域での女性活躍について計測した同様の指標は、過去4年間の平均が47.3%まで達しているところでございまして、令和7年度まではあと3年あり、徐々に制約のない地域活動が、コロナ禍以前の活気が戻りましたら、60%の目標値に近づいていくのではないかと考えております。そのような取組を、これからも実施していきたいなと思っております。以上です。

○朴木委員

ありがとうございました。悩ましい側面を含んだ事柄だと思います。他の方、続けてあるいは関連して、ご質問をどうぞ。

○大東委員

佛教大学の東大です。

先ほどのような説明に重ねて質問させていただきたいのですけれども、例えばですね、基本的方向2の「地域における女性の参画拡大」というところ。基本的方向1の方ではだいたい事業としては達成したと実績として出されていて、でも、成果指標の数字としてはあまりよろしくない、という結果が出ているということは、達成されているのだけれども指標は低い、ということであれば、そこに何か問題があると考えられるかと思うのです。

ただ、資料2-2を見ると、今年度も昨年度と同じ事業を行いますと書かれているところが多いんです。そうすると、これまでやってきた結果として、要するに、実績として数値が低い中で今年度も同じような事業をしたら、同じような形で実績値が低いという結果が出るのではと思えるのです。

果たしてこのままで良いのか、どういうふうにご判断されているのかお伺いしたいです。

○朴木委員

ありがとうございました。

「計画はこういうものでした」、「実施した結果はこうでした」というご報告を今いただいていますので、その枠組みで如何なものかということですよ。

○大東委員

資料の2-2で、令和5年度の事業概要のところ「昨年度と同じ」と書いてあるので、同じようなことしかしないのですよね、そしたら同じような結果しか出ないのではないかと思います。

○事務局（村上女性活躍推進担当課長代理）

取組実績というのは、着実に実績として積み上げていっているということにはなるのですけれども、指標としまして、ちょっとかけ離れているところがあるのではないかとご指摘かと思います。

指標は確かに意識的なところのアンケートなので、直接事業の実績と、アンケートで取っている対象者が違うということは否めないかなと思うのですが、地域のところで、実際の対象事業の実感として、こちらの方で思っているのが、地域で実際にどのような女性が参画しているかという実感を持ってもらいたいなと、それは地域でどのように波及していっているのかというのを実際に市民の中で捉えられていっている感覚的なところにはなるのですけれども、そういう実感のところを上げていきたいなというふうには思っているところです。

指標のところでは26.8%で、同じような形で取組の方も同じような形になっているのではないかとご指摘に思っているのですけれども、新たな取組というところで、カンフル剤みたいな形で特効薬があればすごくいいのですけれども、継続的に着実に少しずつ啓発していくというところで、進めていければなと思っています。

地域活動も徐々に制約の方が、これから実際に活発化していくのではないかと、令和5年度に入ってからようやく制約がない活動ができている、そこに女性がもっともっと入っていくという形で、普段の生活の中から捉えられていくと、こちらの方の数値も徐々に上がっていくのではないかなと思っています。

確かに、急激に伸びるのかどうかというところは、長い目で見ないと、なかなか数値としては現

れてこないかもしれないなと思っています。

○大東委員

チャレンジ応援拠点で、そこに来られている方が沢山いらっしゃいますよね。さらにその人たちに
ついて応援していくような働きかけとかいうのは、どういうふうに考えられてますでしょうか。

○事務局（村上女性活躍推進担当課長代理）

その辺りの発掘と支援というのは、1回きりの支援ではなく、その人たちが地域に還元してどのよ
うな形で活動できるかというのを、引き続き応援していくような形で、拠点でもやっています。

やりたい活動っていうのはそれぞれあるかと思うので、そのところはしっかり相談・ヒアリング
などをしながら、それぞれやりたい活動ができるような団体さんなり、地域活動につなげていくのは拠
点でもやっているところでございます。

○大東委員

ありがとうございます。そういうふうに変えるのであれば、事業の内容も発展させて、こういうふ
うな形に変わるのではないかと思いますのです。

○事務局（村上女性活躍推進担当課長代理）

頂いたご意見から、事業の中身につきましても、また精査していきたいと思います。ありがとうご
ざいます。

○朴木委員

ありがとうございました。従来どおり・従前どおり、これだけじゃなくて、発展的に事を成して欲
しいと、こういうご意見・ご要望だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員

3つございまして、大阪市は工場も多いので、在留外国人の女性も多く働いていると思うのですけ
ども、その辺は、この中には入ってないのですが、今回の男女の女性活躍については、日本人の女性の
みを考えて作られているという認識でいいのでしょうか。それが1つ。

あと、性暴力、性犯罪ですね、リーフレットの配布とか、何か意識は変わったかということ。こち
らがこれを見なさいという一方的で、積極性が見えない。それだけの数字で、何万部みたいな形でリー
フレットを配布しました、となっているのですが、やはりDVとか性犯罪は、大阪は本当にワースト1
でずっと長く続いているので、できればその指標は実際に犯罪件数が減ったとか、行動がどう変容した
かって指標の方が。変わりました、あとはあんた任せ、というより、もう少し具体的に暴力根絶に向け
た取組が見える指標とか活動が分かればいいなと思いながら聞かせていただきました。

3つ目なのですが、7ページのところに、ひとり親家庭サポーターの相談件数が、件数で出したり
、割合で出したりで、件数が少ないところは割合で出しているのかなと思ったりしたので、両方があ
ればいいなと思いました。

今、日本は、再婚家庭が3割、ひとり親が3割、生物学的両親のもとで育つ子どもが約3割、多く
の多様な家庭のあり方になっているなと思っています。ひとり親家庭の支援だけでなく、再婚家庭への子

育て相談など、多様な家族のあり方の支援っていうのがすごく重要でないかと思ってまして、そういうところの取組を今後どのように考え、または、すでにされているのかを聞かせていただければと思っています。

最後にもう1個だけ。女性チャレンジ応援拠点というのがあったのですが、母集団が何人ぐらいのところは何箇所作っているのかが見えなかったので、ただ1箇所作って、これだけを利用しましたと言っているのか、本当に細やかに母集団を把握されて、それぞれの拠点に人口割合で作っておられるのか、そこも説明をお願いします。以上です。

○朴木委員

ありがとうございます。4点ほどご質問と、それから意見も中に含めての話がありました。

○事務局（浅井男女共同参画課長）

はい、それでは浅井の方から答えさせていただきます。この計画、外国の女性を対象じゃないのか、というところがございますけども、国籍等問わず男女すべての方が活躍できる社会を目指してということで作らせていただいております。

最後の方に、基本的方向9のところ、そこに関連する取組なんかも書かせてはいただいているのですが、外国人の方のための相談窓口なども設置をして、そういった視点ももちろん具体的な取組として掲げまして、進めていくこととしております。

あと2点目ですけれども、性暴力等の被害者に対する施策というところですが、指標に関しましては、一定この活動指標と計画を作るときに皆様にもご議論いただいて設定させていただいているのですが、確かに先生のおっしゃるとおり、いろんな指標の立て方があるかと思います。また次期の計画に向けて、ご意見をいただきながら内部でも議論していきたいと考えております。

あと、ひとり親家庭の関係です。今日実は、議事3「その他」のところ、情報共有させていただこうと思っているんですけども、新しく困難な女性を支援する法律というのも出来ておりまして、家庭単位でという観点が違うかもしれないのですが、困難な状況というのは複雑化していると認識しています。子育て支援の所管も色々またがるのですが、本日ご意見いただきましたので、所管のところにもしっかりと共有しまして、この社会の情勢、困難な状況が多様化しているということを内部でも十分認識しておりますので、その点、十分認識しながら議論し、施策展開していきたいと考えております。

○事務局（村上女性活躍推進担当課長代理）

チャレンジ応援拠点ですけど、村上の方から回答させていただきます。

今、実際にあるのは天王寺区で、クレオ大阪に。事務所は1箇所という形で、週に開設時間を決めさせてもらいながらしているところです。24区くまなくという形ではなく、実際に相談に来られる方の人数を鑑みまして、いちばん利用がしやすい、集まりやすいクレオ大阪の中央館で開設しているところでございます。

○鈴木委員

交通費も負担になったりするので、利便性があるところがいいなと思っています。

それと、外国人労働者の件なのですが、ここ10年急増している技能実習生で、ベトナムとかインド

ネシアは言語が不十分であり、なかなか妊娠出産に伴う相談窓口が本当にないということが実情なので、そのところは細やかに対応をする方向で議論していただければと思っております。よろしくお願いします。

○事務局（浅井男女共同参画課長）

ありがとうございます。

○朴木委員

計画を立てて実行をしていくという行政のやり方ですので、その計画とおりに粛々と実践実行していただくということだと思いますけど、目まぐるしく変わってしまいますね。1年変わるともう変わっちゃいますよね。今回はまたコロナというような予想できなかったことが起こってしまいましたので、計画をアップデートと言いますかね、変わっていくところに柔軟に対応していただいて、対処をより良くしていただければと思います。他にはいかがでしょうか。

○中田委員

資料1 ページ目の1「企業における女性の活躍推進」のところなのですが、確認と言いますか、教えていただきたいのが、この目標値の数値の根拠ですね、いわゆる支援制度を整えた企業数が150社以上、啓発等行ったのが1500社以上、この根拠ですね。

あとは、環境整備支援を行った企業数が、令和3年度実績から令和4年度の実績が減っているんですけども、これは一体どういうふうに分けられているのかということをお伺いしたいと思います。右肩上がりが増えていくというのが僕の考えというか、そういう傾向にあるのかなと思ったんですけど、支援が整っていない、数が減ってきているというところを、どういうふうに分けられているのかちょっと教えていただけますでしょうか。お願いします。

○朴木委員

お願いします。

○事務局（村上女性活躍推進担当課長代理）

こちらの方も村上の方から、お答えさせていただきます。

女性の活躍に向けた環境整備支援を行った数ということなのですが、リーディングカンパニーの認証件数と言いますのが、今790件、令和4年度の実績としてあるのですが、こちらの方でただ待っているだけじゃなくて、女性活躍がどういうふうに関心か、企業の方で持続していつてもらわないといけない、というような面もありますので、啓発も兼ねてやっているところでございます。

こちらの制度は、平成26年度から実際に始まったという形になりますので、過去の実績も含めまして、年間でどのくらいの支援ができるのかということも考えたうえでの数値を算出しています。150社というのは、毎年確実に150件の企業に対してコンスタントに支援を行う、という見込みのもとで設定していますので、150件で足りるという形では思っていないのですが、150件以上は確実に支援していくというようなスタンスの中で設定している数値になります。

過去の実績では、毎年、連続で実績値が目標値を上回っていたのですが、令和元年度は目標値わずかに上回る程度でした。こちらはコロナの影響も結構あって落ちてしまったということもあるん

です。対面で実際に企業さんの方に行って足を運んでやっていたんですけども、なかなか、企業さんの方でやはりコロナ禍で来てもらっても、っていうところもあったと聞いています。オンラインとかも駆使しながら150件は確保していったという経過がございます。

次、令和5年度に、どのくらいという形であげようかという話もしていたのですが、今後の透明性っていうのが、見通しがなかなかちょっと難しいかなというのもあって、150社は必ず行くっていうところでの設定にしております。

啓発を行った企業数のもう1つ、1,500社っていうことなのですが、こちらの方も毎年確実に1,500件は実際に行くっていう見込みのもとで設定しております。こちらの方も実績わずかに上回っているのですが、過去2年間ですね、令和3年度1,586社、令和4年度1,588社とわずかに上回っているところで、1,500件はこちらの方も確保していきたいというふうに思っている数値ではありますが。令和5年度に向けても数値がもちろん伸びていくということが見込めたら、この数値の目標表示は上げていこうとは思っているのですが、今、急激に上げてはなかなか難しいかとも考えましたので、1,500社っていうのは、必ずいくということで設定しております。

○中田委員

目標値ということであれば上げていってはどうなのだと思いますが、できそうな数字を目標にするのもいいかと思うのですが、その辺り分かりました。

○朴木委員

数値目標は結構悩ましい判断が出てくると思いますが、先ほども申し上げましたけど、計画した時にはそうでもなかったけれども、実は事情が変わったということがあると思いますので、その辺りは柔軟にお考えいただいて、より良いものというところ目指していただければと思います。他にいかがでしょうか。

○小林委員

基本的方向1で、最初にですね、管理的職業従事者における女性の割合が減少していることについて、コロナに影響を受ける産業が比較的多いということで、それは非常に残念なのですが、そういう中でもその後押しをするために、この下の方にあります育児休業の取得率ですね、ここでは大阪市さんの育児休業の取得率ということで、こちらは増えてはいるのですが、令和3年度の実績でいくと28.8%ということは、逆に対象の人で7割は取得していないというふうにも見えるのかなと思うんです。私ども商工会議所でも、会員の企業さんでやはりこの育児休業についてなかなか悩ましい問題でもある中、大阪市さんの場合、対象となっているけど取らない、取れない、その辺の何か理由であるとか、あるいはそういうことに関して大阪市さんの方で検討されている対応、そういうのがもしあればご参考までに教えていただければと思います。

○朴木委員

いかがでしょうか。

○事務局（村上女性活躍推進担当課長代理）

こちらの方がですね、所管の部署が異なりまして、その詳細のデータと理由につきましては持ち帰

ってまた確認させていただければと思っております。すみません。

○小林委員

ありがとうございます。何か課題があったら、解決できればいいなと思います。

○朴木委員

後で事務局から説明があると思いますけど書面で、質問なりご意見なりを頂くことも出来ますので、今のご質問はちゃんと書面で提出していただくということで、その扱いでよろしいでしょうか。

○事務局（浅井男女共同参画課長）

改めて出していただかなくても、今日ここで頂いて、こちらで整理しましてまた回答共有させていただきますと思います。

○佐伯委員

パパ側の育成支援の立場で、ちょっと今、育児休業の取得の話だと、その辺り私もちょっと同じようにしたかったのと、あとこの数値ですけれども、実際の取得率という形で出されていますけれども、実際に取得された期間であったりとか、そういうのは把握されておりますでしょうか。

○事務局（浅井男女共同参画課長）

担当部署で把握しているかと思しますので、またそれにつきましても確認いたしまして、後日回答させていただきますと思います。

○佐伯委員

期間が大事だと思っていて、単純にちょっと1週間休みましたというのをカウントしてしまうと、取得率だけ上げてしまうということは簡単にできてしまうと思うのですよね。そうじゃなくて、実質上ちゃんとした育児休業がとれているかどうかという、そこが問題だと思いますので、その辺りはしっかりと把握して進めていっていただきたいなということを思っています。

あとですね、基本的方向3の女性に対するあらゆる暴力の根絶についてということでもありますけど、根本的なお話になるのですけれども、男性の家事であったりとか育児に参加していくっていう中で言うと、これって女性に対するって限定していることに、ものすごく僕は違和感を感じています。男性をすごい切り捨ててるように聞こえるんですよ。で、ここに対してどういうふうにお考えなのかちょっとお聞きしたいなと。

○事務局（浅井男女共同参画課長）

そうですね。項目だけ見るとこのような表現になっておりますけれども、今、某芸能事務所の問題も注目されていますけれども、暴力・DV等の被害者への支援の施策につきましては、これは男女関係なくさせていただいております。この表現については、今後検討かなと思います。作成の時の表現となります。

男性の方に対する相談、配偶者暴力の相談支援センターというのを設置しています。そこは当然関

係なく聞いておりますし、支援の施策っていうのも勿論ございます。また男性の悩み相談の窓口も設置しております、男性でも相談しやすいように名称に冠を付けて別で設置しております。本当に、男性の悩みはなかなかこう、相談しにくいという状況もあるかと思いますので、そういう周知ですとかその辺にも力を入れていかないといけないと考えているところでございます。

○朴木委員

よろしくお願いいたします。具体的にはクレオその他、大阪市さんが事業を行う、そういう事務側の方で、どういうプログラムなどをするかという話につながっていくと思いますので、何か新たな取組といいますかね、そういうことを期待していきたいと思います。

他はいかがですか。今手を上げていただいたおふたりで一旦時間を切りたいと思います。どうぞ。

○高見委員

市会議員の高見です。資料２－１の基本的方向性５のところなのですが、これは女性の就業率を単純に目標にしているのかどうかをちょっとお聞きしたい。というのも、専業主婦は専業主婦で、それはそれで成り立つならいいと思うし、その都市の事業構造によっても、従事者が多いところとか女性の就業率は高くなると思うのですよね。単純に大阪市としてその全国平均を上回るという目標は、そもそも正しいのか正しくないのかっていうのを教えていただければなど。もし本当にその貧困対策というところであれば、例えばひとり親家庭の女性の所得を上げていくとか、そういった目標の方がむしろ正しいのではないのかなと思いますが。

○事務局（浅井男女共同参画課長）

こちらに関しましてもおっしゃるとおりと思いますが、指標の一つとしてあげさせていただいております。この指標の立て方に関しましては、先ほどもご意見ありましたけれども、検討の余地はあるかなというふうに思っております。

来期の計画に向けては、この活動指標、成果目標そして活動指標につきましても、議論していければと思っております。事例として出していただきました部分は大変参考となりますので、また今後に向けて検討させていただければなどと思っております。

○鳥生委員

基本的方向３の女性に対するあらゆる暴力の根絶の部分で、男女関わらず、というところではあると思うのですが、成果指標のDVに関して市民の方が認識する割合について、もしその理解が年齢層別で特徴があるのであれば、特定の年齢層に対しての啓発だったりっていうのも、効果的なのかなというふうに感じました。これはもう意見なので、また書面等でご回答いただければいいかと思います。

あと、こちらも意見ですが、今特段大きな災害っていうのは、関西では阪神・淡路大震災以来起こっていないかと思うのですが、災害が起こったところにおける性暴力とかっていう部分では、女性が被害に遭う割合が非常に高いというような研究データもあるということなので、今のうちにか、是非力を入れて効果的な取組をお願いしたいと思っております。こちらも意見でございます。以上です。

○朴木委員

はい、ありがとうございました。

まだご質問やご意見をしたいと思っっしゃる方も多いと思いますが、時間の都合もありますので、一旦ここで切らせていただきまして、先ほどから何回も申し上げますけれども、書面でご意見なりご質問なり出していただくという方法もございますので、そちらの方を活用いただいて、先に進めさせていただきたいと思います。それでは、施策分野Ⅲ、こちらの方のご説明をお願いいたします。

○事務局（浅井男女共同参画課長）

それでは、施策分野Ⅲ基本的方向6のところ、資料9ページになります。

まず成果指標の状況についてでございますが、保育所等の利用定員数は前年度に比べて増加をしておりますけれども、病児・病後児利用確保数は、令和元年に比較して少し減少しているという状況です。また、女性の悩み相談の認知度についてのアンケート結果は、32.6%でありまして、ほぼ横ばいの状態となっております。

次に取組実績の欄をご覧ください。男女がともに仕事や家庭に関する責任を担い、多様な生き方、働き方を選択できるためには、育児介護に関する支援基盤や相談体制の充実を図ることが重要であるとの認識のもと、関係事業を実施しまして、一部事業を除きおおむね事業計画とおり実施をいたしました。

病児・病後児保育事業につきましては、事業者の公募により1箇所を新規に開設しましたが、ニーズの量を満たすまでには至らなかったため、引き続き整備の方を図っていききたいと、取り組んでいきたいと思っております。

保育所に関しましては変動する保育ニーズへの柔軟な対応のための保育所等の整備によりまして、入所枠の確保を図っておりますけれども、引き続き入所保留児童の解消に向けた助成制度の周知や整備促進策等、継続実施をしていきます。

また、相談体制の充実に関する取組としまして、悩み相談につきましては、令和3年の9月から大阪市女性のつながりサポートライン相談というものを開始しておりまして、専門相談員が様々な悩みを抱える女性の気持ちに寄り添い、適切な相談窓口につなぐというサポートを行っております。こちら友達登録件数、相談件数ともに順調に推移をしております身近なコミュニケーションツールとしてLINE相談というものに一定のニーズがあるのかなというふうに考えられますので、こちらも引き続き実施していきたいと考えております。

令和4年度の活動指標につきましては、保育人材確保事業等により市内民間保育所等で採用が必要となる保育士の確保を掲げておりまして、こちら目標を上回っております。

また、介護保険サービスの目標としまして、訪問介護サービス・地域密着型サービスに関しましては、目標値を達成しておりますが、利用者ニーズに合ったサービスとなるよう引き続き事業を実施してまいります。

2の「相談体制の充実」に関しまして、相談窓口についての認知度向上のための啓発回数を活動指標として掲げております。こちらも38回の様々な形での情報発信を行いまして、令和4年度の目標値は達成しております。

しかしながら、最終目標であります成果指標、先ほど触れました女性の悩み相談の認知度のところ、最終の令和7年度の60%以上というところにはまだまだでございますので、引き続きこの情報発信の方法と工夫も、やり方とも検討しながらさらに進めてまいりたいと考えております。

続きまして資料の10ページをご覧ください。基本的方向7男女共同参画を推進する教育啓発の充実に

ついてご説明いたします。

まず、成果指標の状況についてですが、社会全体として男女が平等であると思う市民の割合、男性は仕事・女性は家庭を中心とするという考え方を肯定する市民の割合、平日において家事に費やす時間が30分を超える市民の割合、いずれも令和3年度からほぼ横ばいの状態となっております。

最後の「平日において育児に費やす時間が30分を超える市民の割合」の育児の部分につきまして、令和3年度の実績からすごく数値上がっているのですけれども、すいません、令和3年度の調査の時に母数に子どもさんのいられない方も対象として母数に入れた数字でございまして、令和4年度は子どもさんのいらっしゃる方に対してのみのアンケートをとりましたので、数値割合が上がったということになっております。

次に、計画の取組実績についてですが、学校園における男女平等教育の推進や男女共同参画集会における普及啓発活動などの取組、男性の意識改革を促進するためのセミナーの実施など、おおむね事業計画とおり実施をいたしました。男女共同参画を推進するために開催しました各種講座やセミナー等につきましては、コロナ禍もございましたので、オンラインだけでなく、オンラインと現地参加によるハイブリッド型ですとか、解説動画を作成してYouTubeチャンネルで見逃し配信を実施するとか色々工夫をしましてまいりました。コロナは5類になりましたけれども、引き続き工夫しながら啓発活動を行っていきたいと考えております。

新型コロナウイルスの影響で各区のイベント等が中止になる中で、啓発パネルのギャラリー展示や区役所の窓口に設置されたデジタルサイネージを活用した動画の放映とか、非接触の手法による啓発ということも実施をしましてまいりました。引き続き啓発活動を強化してまいりたいと考えております。

令和4年度の活動指標でございしますが、まず1の「男女共同参画の理解促進、情報発信」にかかる指標としまして、男女共同参画センターにおける講座・セミナー数、講座受講者数につきまして目標値を達成しております。

またホームページの閲覧数については記載のとおりなのですが、こちら、すいません、ホームページのアクセス数が令和4年度すごく減った数字になっているのですが、これは閲覧の解析ツールを変更しましたことから、カウントの仕方が変わっておりまして、数字が単純に比較できないようなものとなっております。

次に2「男性・女性の意識改革の促進」にかかる活動指標としましては、ワークライフバランスの意義重要性についての啓発ということで、啓発回数の目標値を達成しております。

3「多様な選択を可能にする教育・学習機会にかかる活動指標」につきましては、1と同じものを掲げていまして、同じものの掲載となっております。

続きまして、資料の12ページをご覧ください。

基本的方向8 「防災・復興における男女共同参画の推進」についてご説明します。

まず活動指標の状況についてですが、地域防災活動に女性の参画が必要だと思う市民の割合、これは昨年度とほぼ同じような数値となっております。計画の取組実績でございしますが、地域を対象としたセミナーや防災訓練等の場を通じての女性参画の必要性の啓発、男女共同参画センタークレオ大阪各館における男女共同参画の視点を取り入れた防災に関するセミナーなど、おおむね事業計画とおり実施をいたしました。令和3年度には地域防災活動に女性参画が進まない理由ですとか効果的な啓発手段を把握するためにアンケート調査を大阪公立大学と共同で実施しております、

このアンケートと結果を踏まえまして、令和4年度には大阪市のホームページ内に、男女共同参画の視点からの防災に関する取組と題した情報防災に関する情報を集めたページというものを新しく開設

をしております。

大阪市の地域防災計画におきましても、男女共同参画の視点による避難所運営などの内容につきまして盛り込んでおりまして、引き続き地域防災リーダーの育成や女性の参画の取組をはじめとする各種取組の実施、地域防災訓練の場ではトイレや更衣室、授乳室など女性の視点での避難所運営にかかる訓練を進めるなど取組を進めていきたいと考えております。この分野での活動指標といたしまして、防災に関する講座セミナー等におきまして地域防災活動に女性の参画が必要だと思う参加者の割合を掲げております。令和4年度、こちら 100%となっておりまして、参加者の満足度の高いセミナーを実施しているのではないかと考えております。

続きまして 13 ページご覧ください。最後のページになります。

基本的方向9「国際社会と協調した多様性に富んだ取組の推進」についてご説明いたします。取組実績についてでございますが、男女共同参画にかかる国際的な取組の情報発信につきましては、令和4年度もSDGsをテーマとしたセミナーを開催するとともに、情報誌クレオに、SDGsの各目標の解説や、SDGsに関する企業団体の取組についての記事を毎回掲載するなど、事業計画とおり実施をしております。

また、特に10代から20代の若者がSDGsのテーマについて考え、ジェンダー平等の視点を持つ契機となるように、「SDGs LABO 2023 わかものアイデアコンテスト」を開催いたしました。他文化共生の視点を踏まえた女性への支援に関しましては、外国人の方が暮らしやすい地域づくりに資する事業や、多言語による生活支援、日本語学習支援などを実施し、社会的に不利な立場にある女性のエンパワーメントを図ることを目的とした識字日本語教育についても事業計画とおり実施をいたしました。外国人の方が安心して暮らせるように運用しております相談窓口につきましては、新型コロナウイルスに関する相談も多くあったというふうに聞いております。

令和4年度の活動指標につきましては、国際的な取組の紹介、情報発信の回数、外国人のための相談窓口の相談件数は、それぞれ目標値を達成しております。今後も男女共同参画に資する海外の動向、各国の取組等を情報収集しまして、分かりやすく情報発信するとともに、多文化共生社会の姿勢のもと日本語学習支援や多言語による生活支援、相談窓口の情報提供等に努めてまいりたいと考えております。令和4年度の取組状況については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○朴木委員

ありがとうございました。ただいま事務局より、施策分野Ⅲについての説明がありました。

事務局からの説明は以上となります。あと 15 分ほど時間をとりまして、今ご説明いただきました施策分野Ⅲだけでなく、他のところ、全体を通してのご意見やご質問を頂ければと思います。どうぞなたからでも。

○野上委員

今も出てきた相談窓口の相談件数だったりとか、先ほども自立支援とか相談件数の目標値と出ているのですけれども、これ相談件数の目標値ってどういう設定をされるのかっていうと、実際この相談があった件数に対してどれぐらい支援につながったのかという、そちらも何か目標とかもあったりするのか、というところを教えてくださいたいです。

○事務局（浅井男女共同参画課長）

相談件数につきましては、この補助資料の方にもありますいろんな相談窓口を各部局が設置しております。

目標値は、それぞれの事業で持っておられるところ持っておられないところ、いろいろございますけれども、こちらに記載させていただいている分は、前年度の状況などからそれぞれ一定の設定をしているということでございます。この目標の相談件数が多いのがいいのか、減っていく方がいいのかっていうのは、その政策の時期によって違うのかなというふうには思っております。

今の現時点では私どもが所管しております女性相談ですとか、DVの相談ですとか、まだまだ潜在的に支援が必要な方っていうのは、たくさんいらっしゃる認識しております、こういった状況段階でございますので、この相談窓口をしっかりと周知をして、しっかりと相談につながっていくということがまず必要かなということで、相談件数が目標を上回ることを目指して取組をしているというのが現状かと思っております。それぞれで相談窓口、いろんな相談窓口ございますけれども、一定相談をお聞きして傾聴で終わる方もいらっしゃいますし、必要に応じて各いろんな福祉施策につないだりということで、その方の状況によってその対応は違ってくるかなと思いますので、何らか対応はできているのかなというふうには考えております、

○朴木委員

よろしいですか。はい。どうぞ。

○鈴木委員

13 ページなのですが、大阪は本当に、多様な人が暮らしている特徴ある都市と思うのですがけれども、外国人って一言で言っても、労働条件とか大きく分けて6つくらいに分かれていて、本当に社会保険とか収入が安定している特殊技能を持っている人たちはそんなに比較的に不自由なく日本で暮らしていると思うのですが、住居を借りるのもなかなか借りられないとか、女性とかも、細やかにどこに課題が大きくあってっていうふう目標を出されて、それをこう、相談窓口でバンと大きく出すのではなくて、丁寧に作り上げていくのが必要かなと思って聞かせていただきました。

もう一個、すいません、私が本当認識不足だと思うのですがけれども、男女が平等であると思う市民の割合とか、男性は仕事・女性は家庭を中心という市民の割合とか出していくのですが、収入の壁という大きな社会の、日本の政治のシステムそのものが、男尊女卑の家父長制度の枠を作っている中で、これはどういう気持ちで出しているのかしらと。枠を認識した上で皆さんもっと働きましようと言っているのか、とりあえず空に向かって言っているのか、何かそのところどう考えているのか聞かせて下さい。聞き流すとそう思いました。

○朴木委員

後ろの方の質問は結構難しい質問だと思いますけど、状況報告・状況説明ということで、できる限り幅広くお願いいたします。

○事務局（浅井男女共同参画課長）

外国人の方への施策に関しましては、今、ここで生活にかかる相談窓口なんかの取組をあげさせていただいていますけれども、様々、ご指摘はあったようないろんな分野にまたがって取り組む必要があ

るかなというようには感じております。今後の課題として関係部局、市の内部でも、議論はしていきたいと思います。

あと、目標値ですね、まさに男女共同参画の一番広い意識の部分かなと思うのですが、こちらに男女共同参画社会の実現ということに関しましては、これだけの関連事業が、あらゆる分野で、それぞれしっかりなされて初めて実現していくものかなと考えております。

その中で一つの指標として、意識の部分の指標としてあげさせてもらっているところかなと思っております。啓発という部分だけではないとは思っているのですが、男女共同参画の計画を所管します男女共同参画課としましては、クレオ大阪を拠点としまして様々な啓発活動を行っている中で、ここにあげさせていただいている事業に関わって、色々テーマをですね、ピックアップしながら、幅広くいろんな啓発活動ということもやっております。

関連の部署とも連携しまして、施策を進めていかなければと思っているのですが、市民への啓発ということと、行政内部のそれぞれの担当部局への啓発ということも、ひとつ重要だなというふうに感じておまして、こちらで今いただいたご意見は、もちろん今、別室でも代表に聞いていただいていますけれども、こちらのご意見は各担当部局に共有をしっかりといたしまして、引き続き施策の参考として議論を深めていければなと思っております。

○事務局（福岡市民局理事）

少し補足させていただきます。

外国人住民の方、今、急速に、大阪市に流入されてきておられます。コロナ禍で一旦ちょっと流入が止まった時期もあったのですが、今、大阪市全体の人口の5%を超えているという状況で、特に、ベトナム・ネパールの国籍の方が、どんどん入って来ておられます。

学校現場でも日本語がまだ取得できていない児童への対応とかに、今非常に苦慮しているところでございまして、実は私どもでも、令和2年度に大阪市多文化共生指針という指針、今後の外国人住民に対する施策ということで、その柱となるものを取りまとめております。身近なところで言いますと、生活情報の提供であったり、これに関しては、やさしい日本語の活用だったり、アプリですね、今の翻訳アプリの活用だったり区役所窓口でもそういうのを展開していただいたり。

あと就労支援に関しまして、餅は餅屋っていう部分で、就労に関して非常に強い企業さんがおられますので、そこで私どもとの間で包括連携協定を結ばせていただいたりとか、非常に地道ではあるのですが、各関係部署ともいろんな取組を進めているところでございます。今後とも引き続き全庁一丸となってその辺り取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○朴木委員

国の世論調査みたいなのがありますよね。男女共同参画の意識が進んだとか何とか、性別役割分業を指示するかしないかとか、そういうものの評価との関係もあると思いますので、なかなか評価をするとか、市民の意識を高めるとかいうようなところは難しい部分ではありますけど、できるだけ工夫をして、目に見えるような形にどれだけできるかということも重要だと思いますので、よろしくご検討ください。

○鳥生委員

鳥生でございます。

今の男女共同参画の性別役割分担意識の件ではあるのですが、外国に比べて日本はとか、朴木会長がおっしゃったように、他県と比べてどうかというような、そういった情報提供も、だからいい悪いとかではなくてですね、必要かなってということと、あと企業の立場から申し上げますと、管理職に占める女性の比率っていう指標もございましたけれども、指導的立場、それから企業の意思決定の場で、男性ばかりとかではなくて、多様な方が意思決定してくださる方が、持続的な企業でいられるっていうようなデータもございますので、そのときに女性だから管理職にはなれないとか、遠慮しますとか、女性だから家庭を守らないといけないっていう固定的な考え方自体がなければもっと進むのになということも、企業としての課題でもございますので、企業側の考え方とかいうことも示していって関連付けられたら、方向性みたいなのを考える参考になるのかなというふうに思いました。ありがとうございました。以上です。

○高見委員

市会議員の高見です。

資料2-1の9ページの病児・病後児利用者確保数の数字なのですが、結局、目標に思うように伸びていないというところ。令和3年から落ちている、どんどん減っている、既存の枠にとらわれず、確保数を増やすような施策を考えていただきたい。結局ここはちゃんとしないと、女性の就労というのは非常に難しい面もありますので、提案の一つではあるのですが、ベビーシッター型の病児・病後児の利用であったりとか、どうしても大阪市が施設型にこだわりすぎて、結局、確保数を増やせてないという現状があると思っています。だから、あらゆる方面から、ここの確保をしっかりやっていただきたい。

○朴木委員

ご意見・ご要望ということで承ります。他にはいかがでしょうか。

○山下委員

山下です。

私も保育所と病児保育に関しまして、私、企業で働いた経験と後輩を見たところから言いますと、まず育児休業の期間が終わっても、会社に戻れない。なぜかと聞くと希望している先に預けられないのだと。そうしますと、無給で、あと有休も使い果たして欠勤で、希望する保育所が空くまで待っているというような後輩も2人みえています。私自身も希望するところに預けられないために、家族の協力を得たという経験もあります。この辺り今、努力していただいて、入所保留という児童を少なくするところにも尽力いただいていると思うのですが、できれば女性が希望する保育所に、100%入れるような、そういうところも目指していただきたいと思います。

いくら数的に空いていても、どうしてもルートが遠い、あるいはお迎え時間が6時で切られてしまうというところだと、実際の就業にはかなり無理が伴います。

もう一点は、今出た大変にいいご意見なのですが、病児・病後児等保育というのは大変でして、今まで職場から熱を出したと走って帰る女性社員は見ましたが、男性社員が走って帰るのは、私のいた企業に限ってはいなかったです。こういうことも考えると、そういう負担がやはり女性に来るのかなと思います。そうすると、そこで女性のキャリアが少し男性に遅れを取ったりということも出てくると思いますので、その観点からもぜひここは進めていきたい。

いい具体的な計画を立てて進めていっていただきたいと思っております。以上です。

○朴木委員

具体的に現実どうなっているのかというのをきめ細やかに把握していただいて、できることは全てやっていただく、ということになると思います。

計画を立てて着実に実行する、プラス柔軟に計画を具体化して前に進めるという方向でよろしくお願ひしたいと。そろそろ時間になっておりますが、いかがでしょうか。あとお一人で。ご意見を頂くのは聞かせていただこうと思います。

○大東委員

佛教大学の東大です。

全体的にかかわることなのですけれども、資料1の方でPDCAサイクルということで考えていくということあるのですけれども、Planというふうなものを考える前に、男女共同参画の計画の目標に応じて、Planを考えていくということが必要かと思うんです。

例えば、成果指標が目標であれば、その目標を達成するためにどういう計画をしていくのか、というふうなことを考えて、それがPlanになって、その後、Do、Check、Actという形になっていくかと思うのですよね。そのときに、担当課の方がこの成果指標を上げ、これを達成するために、どういうふうを考えているのかということで、なんとなく少し違和感があります。

あと、資料2-2のところ、先ほども言ったのですけれども、達成って書かれていて今年度も同じような事業されるという形になっているのですけど、確かに達成というのは事業計画からしてみても、それがされたというようなことで達成ってのはあるかと思うのですけれども、それがいったい成果指標から見たら、達成されているのかどうかというふうなことも、チェックをしていただきたいのですよね。

要するに、事業として達成されたのだけど、指標から見ても、それは達成されているのかどうかというものを見ていただきたいなと。そうすると、達成されていないというところがたくさん見られるわけなのですけど、そうすると、今年度と同じ事業をやったものでいいのかどうかということが、担当課の方でも検討をいただけるかと思うのですよね。

だから、そういう形で、そのPDCAサイクルを、考えられているのかどうかについて、どうなのかなって思うのですけれども、いかがなのでしょうかね。

○朴木委員

簡単にお答えできませんか。

要するにもう決まったものを、決まったように、着実に実行して、それチェックするっていうそれだけじゃなくて、もう少し幅を持たせたり、それから、さっきからも色々意見出ていますけど、当初は想定してなかったことが出てしまったというような事態にありますので、どう対応するか、ちょっと少しだけ簡単にお答えを頂くわけにいかないでしょうか。

○事務局（西山女性活躍推進担当部長）

全体にかかることですので。女性活躍推進担当部長の西山です。

今、大東委員におっしゃっていただいて、本当に貴重な意見なのですけれども、もちろん、達成して

というか成果目標は達成していないのに、事業を達成したから、それは OK ですっていうのは違うのかなと、もちろん思っておりまして、実際に我々の中でもですね、検討したりあるいは各局にまたがる事業もあつたりもするところの中で、トータルでどの事業を見直したら成果がどう達成するのかは、非常に難しい部分もあると思っているのですけれど、その事業をというより、まず成果を見たうえで、それがどうすれば達成できるのかという目線で、では今の事業はどうかということ、意識はしております。

ただ、まだ十分ではないということは分かっておりますので、今年度も色々、例えば男性の育児休暇の達成は上げていこうというときに認証制度とかやっておりますけれども、なかなか認証されているところにはその後いろんな周知もできるけれども、まだまだ認証できないところに情報が、我々の啓発とかが行き届いてない部分とかですね、そういう課題点があれば、今までどおりではやっぱり達成できてないなということは、中でも話をしております、やり方を変えないといけないなっていうことは話しております。そういった形で色々な施策、まだまだ改善点があると思いますので、我々もその目線で、これから、随時頑張って改善、あるいは、充実するようにさせていただきたいと思ひますし、こういった機会が、審議会の機会是非常に皆様に有意義な意見をいただけますので、それを踏まえながら、引き続き改善、充実させていただきたいと思ひますので引き続きよろしくお願いします。

すみません。回答というよりは決意表明という形ですが、よろしくお願いします。

○朴木委員

決意いただきました。

それでは、時間の限りもありますので、ご意見ご質問をこの場で言っていただくのは、ここで終わらせていただきます。

あと、先ほどから度々申し上げておりますが、書面でご意見なりご質問なり出していただくということは可能ですので、そちらの方でよろしく。提出方法は事務局の方からご説明ください。

○事務局（浅井男女共同参画課長）

資料の 4 に計画における P D C A にかかる外部評価についてっていうものを手元に配らせていただいています。こちらをこの会議が終わりましたら、メールでこの様式を皆様に送らせていただきますので、データでご記入をいただきまして、10 月の 11 日水曜日までに、一旦頂ければなというふうに思っております。事務局宛にメールで頂ければと思います。

頂きましたご意見等今日この場でお答えできなかった分は、もう改めて書いていただく必要ございませんので、それを含めまして、内部で考え方を整理したうえで、また回答を共有させていただきたいと思っております。以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○朴木委員

それではご意見、そちらの方でご提出お願いいたします。

それでは最後になりますけれども、進行させていただきます。議題の 3 「その他」の事項についてというところです。事務局から困難な問題を抱える女性への支援に関する法律というところ。こういうものができまして、それに関する取組についてご説明お願いいたします。

○事務局（浅井男女共同参画課長）

すみません一番後ろ。こういうパワポの資料を最後につけさせていただいています。

こちらなのですが、令和4年の5月に新しく成立しております困難な問題を抱える女性への支援に関する法律ということで、新しく法律制定されまして、これについてご報告をさせていただきます。この法律は、この名前のとおり、困難な問題に直面している女性への支援体制を構築していきなさいというものなのですが、女性をめぐる課題っていうのは、生活困窮ですとか、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など、複雑化・多様化・複合化していると、これがコロナ禍によって顕在化してきたということですね、新たな女性支援の強化が喫緊の課題であるという認識のもとに成立をしております。議員立法ということで成立をしました。令和6年の4月に施行されるということになっております。

この法律の中で、国や地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じることということで、責務が明記をされておりまして、市町村には基本計画の策定で女性相談支援の設置などが、努力義務として課されております。

本市としましては、努力義務ではあるのですが、女性相談支援員の配置等も含めまして、基本計画の策定に向けた検討を進めていく必要があると考えております。つきましては、計画策定に当たりましては、専門的な観点からご助言を頂くため有識者会議を設置することといたしております。近々開催する運びとなっておりますが、第3次きらめき計画の基本的方向3の「女性に対するあらゆる暴力の根絶」とかですね、基本的方向5の「生活上の困難に直面するあらゆる女性等が安心してくださるための支援」と、こういった分野にも、非常に関連が深いものというふうに考えておりますので、基本計画の内容について、基本計画を策定した後の進捗状況等につきまして、この審議会にもご報告をさせていただくという形で進めたいなと思っております。

有識者会議の方は、今、本審議会に携わっていただいております朴木先生にも委員になっていただく予定で進めております。法律の内容につきましては、お手元のそのパワポ資料が、国が出しているまとまった資料、概要になりますので、また後ほどご覧いただければと思います。

ご報告は以上になります。

○朴木委員

ありがとうございました。

○鈴木委員

困難な問題を抱える女性の支援に関して、とても素晴らしいと思っています。特に、出所後の女性の社会復帰が課題になっておりまして、多分、保護司会は、大阪は保護司会がありましたかね？京都か、近くだと広島ぐらいかなと思うのですが、もし無いのであれば、出所後の社会復帰支援についても保護司会も含めて取り組んでいただきたいと思いますので、是非、検討方よろしくをお願いします。

○事務局（浅井男女共同参画課長）

保護司会さんも含めまして、いろいろ関係機関との連携ということもしっかりやっていくように法律でうたわれておりますので、関係機関と情報共有を密にしながら、進めさせていただきたいと考えております。

○朴木委員

活発なご意見とご質問いただきありがとうございました。一応時間を過ぎておりますので、今日の審議会は締めさせていただきたいと思います。先ほどご案内いたしました書面によるご提出の方もよろしく願いいたします。

それでは議事の方事務局にお返しいたします。

○事務局（竹内男女共同参画課長代理）

朴木会長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましても長時間にわたりご審議いただき誠にありがとうございました。

以上で、本審議会を閉会させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

※一部、確認できない箇所等があり、発言のと通りの記載ではない場合があります。ご了承ください。